

みえ県民力 ビジョン
行動計画

《案》

抜粋

平成 24 年 2 月

環境森林部

第1節 「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

〔政策〕	〔施策〕	〔政策〕	〔施策〕
1 危機管理	111 防災・減災対策の推進	4 共生の福祉社会	141 介護基盤整備などの 高齢者福祉の充実
～災害等の危機から 命と暮らしを守る社会～	112 <u>治山・治水・海岸保全の推進</u>	～地域の中で誰もが 共に支え合う社会～	142 障がい者の自立と共生
	113 食の安全・安心の確保		143 支え合いの福祉社会づくり
	114 感染症の予防と体制の整備	5 <u>環境を守る</u> <u>持続可能な社会</u>	151 <u>地球温暖化対策の推進</u>
2 命を守る	121 医師確保と医療体制の整備	～自然を大切にし、 <u>環境への負荷が少ない社会</u> ～	152 <u>廃棄物総合対策の推進</u>
～健康な暮らしと 安心できる医療体制～	122 がん対策の推進		153 <u>自然環境の保全と活用</u>
	123 心と身体の健康対策の推進		154 <u>大気・水環境の保全</u>
3 暮らしを守る	131 犯罪に強いまちづくり		
～誰もが安全で安心して 暮らせる地域社会～	132 交通安全のまちづくり		
	133 消費生活の安全の確保		
	134 薬物乱用防止等と 医薬品の安全確保		

施策 1 1 2 治山・治水・海岸保全の推進

主担当部局：県土整備部

県民の皆さんとめざす姿

土砂災害、洪水、高潮、津波など自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 局地的な集中豪雨による土砂災害や山地災害、中小河川での浸水被害の発生や、台風の大型化による高潮被害の懸念など、自然災害に対する県民の皆さんの不安は依然として高い一方、県内の河川や海岸の堤防整備などハード対策の水準は依然として低く、効率的・効果的な整備が求められています。
- 東海・東南海・南海地震が連動する大規模な地震発生が想定されていることから、海抜が低い地域などにおける堤防基礎地盤の液状化対策や河口部の水門の耐震対策などにより、地震や津波に対し、海岸保全施設や河川施設等の機能を確保することが求められています。
- 堤防などのハード対策のみによる防災には限界があることから、人的被害の軽減を図るため、ソフト対策のさらなる充実が求められています。
- これまで整備し老朽化してきている治山・治水・海岸保全施設や土砂堆積により機能が低下している河川について、適正な維持管理が求められています。

変革の視点

東日本大震災で明らかとなった地震・津波対策や、県内で甚大な被害をもたらした平成 16 (2004) 年、23 (2011) 年の土砂災害・風水害対策に係る課題をふまえ、災害防止のための施設整備や維持管理を進めるとともに、効果の早期発現の観点からの被害軽減に向けたソフト対策の充実・強化、地震・津波に対する新たな取組を進めます。

取組方向

- 県民の皆さんの生命、財産を守る河川・海岸堤防や治山・砂防施設の整備などのハード対策については、緊急に必要となるものに重点化、効率化を図り、早期に効果を発現させます。
- 大規模な地震・津波による被害を軽減するため、堤防や水門・排水機場等の補強や耐震化、避難に資する防潮扉の動力化等を進めます。
- 自然災害から住民の生命を守ることを最優先とし、的確な避難に資するソフト対策として、水位計、潮位計、ライブカメラ等の設置や浸水想定区域図の作成を行うとともに、市町と連携して土砂災害警戒区域の指定等の取組を進めます。
- これまで整備してきた施設が十分に機能を発揮できるように、老朽化した施設の修繕や河川の堆積土砂の撤去など適切な維持管理を行います。

平成 27 年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための対策に着実に取り組む中、近年の災害による教訓をふまえ、緊急に対策が必要な施設の整備・改修や維持管理が行われているとともに、被害軽減に向けた市町・住民への的確な水防情報の提供など警戒避難に資するソフト対策が充実しています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
自然災害への対策が講じられている人家数	232,200 戸 (22 年度)	237,100 戸	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数

主な取組内容（基本事業）

11201 洪水防止対策の推進（担当：県土整備部）

洪水、高潮、津波による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、河川堤防等の整備、堆積土砂の撤去、水位計の設置等に取り組みます。

11202 土砂災害対策の推進（担当：県土整備部）

土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、砂防施設の整備、土砂災害警戒区域の指定等に取り組みます。

11203 海岸保全対策の推進（担当：県土整備部）

高潮、波浪、津波による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、海岸堤防の整備、防潮扉の動力化等に取り組みます。

11204 治山対策の推進（担当：農林水産部）

山崩れや土石流等の山地災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、治山施設の整備に取り組みます。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
河川整備延長	462.4km (22年度)	464.3km	整備を行った県管理河川延長
土砂災害保全戸数	17,719戸 (22年度)	18,260戸	施設整備により土砂災害から守られている人家戸数
海岸整備延長	281.7km (22年度)	288.4km	整備を行った海岸保全施設延長
山地災害保全集落数	1,487集落 (22年度)	1,571集落	施設整備等により山地災害から守られている集落数

施策 151 地球温暖化対策の推進

主担当部局：環境生活部

県民の皆さんとめざす姿

低炭素社会の実現に向けた県民一人ひとりの日常生活や事業者の事業活動における温室効果ガス排出削減の取組によって、温室効果ガス排出量の削減が進んでいます。

現状と課題

- 三重県域における平成 20 (2008) 年度の温室効果ガスの排出量は、基準年度 (平成 2 (1990) 年度) に比べると 9.7% 増 (森林吸収量を含む) と大きく増加しています。排出量の内訳を二酸化炭素で見ると、産業部門が 59%、運輸部門が 15% と排出量の大部分を占める一方、伸び率 (対 1990 年度比) では、民生業務部門 (オフィス、店舗等) が 68%、民生家庭部門が 20% と大きな伸びを示しています。
- 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災とそれに伴う原発事故により、エネルギー問題が大きくクローズアップされる中、電力を中心に県民の皆さん、事業者とも省エネが大きな課題となっています。
- 地球温暖化対策については、省エネ等の取組の効果が見えにくいため、意識の高まりが必ずしも行動につながっていない状況にあります。
- 温室効果ガスの排出削減は、各主体において取り組まれています。個々の取組にとどまっており、地域などでの一体的な取組が求められています。

変革の視点

さまざまな主体の個々の取組に加え、まちづくりの観点から、地域の特性を生かして、各主体が一体となって取り組むことで、より効果的な温室効果ガスの排出削減をめざします。

取組方向

- 「三重県新エネルギービジョン」をふまえ策定した「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス排出削減の取組を推進していきます。
- 今後、エネルギー問題等も含めた総合的な観点から地球温暖化対策を進めていく必要があり、そのための条例の制定を検討していきます。
- 大規模事業者に対しては、地球温暖化対策計画書制度の改善等により、自主的な取組を促進していきます。
- 中小事業者に対しては、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム (M-EMS) の普及拡大を図り、環境経営の促進を通じて温室効果ガスの排出削減につなげていきます。
- 県民の皆さんに対しては、地球温暖化防止活動推進員が行う普及啓発活動を通じて、家庭での節電取組や省エネ家電の導入、リフォーム等による効果を「見える化」することにより、意識の高まりを行動につなげていきます。
- 地域の特性を生かしながら、県民の皆さん、事業者、行政等が役割を分担し、地域が一体となって電気自動車等を活用するなど低炭素社会をふまえたまちづくりを進めることにより、温室効果ガスの排出削減を進めます。
- 三重県環境学習情報センターを拠点に環境教育を推進していきます。

平成 27 年度末での到達目標

意識を行動に移すきっかけを提供することにより、ライフスタイルの転換が進み、省エネ等の温室効果ガス排出削減の取組が浸透しています。事業者においても環境経営が促進され、事業活動の中で、温室効果ガス排出削減の取組が広がっています。

また、県民の皆さん、事業者が一体となった地域ぐるみでの取組が活発化しています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
温室効果ガス排出量の基準年度比(森林吸収量を含む)	+9.7% (20年度)	+1.5%以下 (25年度)	三重県域から排出される二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の基準年度(平成2(1990)年度)比。なお、「三重県地球温暖化対策実行計画」では、平成32(2020)年度の目標値は基準年度比で、-10%としています。

主な取組内容(基本事業)

- 15101 温室効果ガス排出削減の取組推進(担当:環境生活部)
「三重県地球温暖化対策実行計画」を着実に推進し、温室効果ガスの排出削減を進めます。
- 15102 環境経営の促進(担当:環境生活部)
事業者の環境マネジメントシステムの普及拡大を図り、環境負荷の低減を促進します。
- 15103 環境行動の促進(担当:環境生活部)
県民の皆さんのライフスタイルの変革を促進し、温室効果ガスの排出削減を進めます。
- 15104 環境教育の推進(担当:環境生活部)
子どもたちを中心に環境教育を行い、地球温暖化防止等の環境行動の定着を図ります。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	0% (22年度)	+2.4%以下 (26年度)	「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく地球温暖化対策計画書の対象事業者の温室効果ガス排出量の平成22(2010)年度に対する増減比率
三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)認証事業所数(累計)	217件 (22年度)	420件	三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)認証事業所数
環境活動参加者数	4,010人 (22年度)	6,000人	環境行動を促進するために地球温暖化防止活動推進センターが地球温暖化防止活動推進員等により、実施する講座等への参加者数
環境教育参加者数	28,557人 (22年度)	29,000人	環境教育を推進するために環境学習情報センターが行う講座やイベント等の環境教育に参加した人数

施策 152 廃棄物総合対策の推進

主担当部局：環境生活部廃棄物対策局

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用が進み、環境への負荷が最小限に抑えられ、また、再使用・再生利用ができない廃棄物が適正に処理されている循環型社会の構築が進んでいます。

現状と課題

- 住民、事業者、行政などさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組によって、ごみの総排出量は減少していますが、一般廃棄物の約3割（重量ベース）を占める生ごみの資源化は、一部地域での実施にとどまっていることから、県民の皆さんへの普及啓発も含め、その取組が一層促進されることが課題となっています。また、東海・東南海・南海地震など、今後発生が予想される大災害による災害廃棄物の円滑な処理が求められています。
- 産業廃棄物の3Rについては、排出事業者等に対して指導・啓発を行ってきましたが、再生利用率が全国平均に比べて低い状況にあります。また、産業廃棄物の適正処理を一層進めるため、排出事業者責任の徹底や廃棄物処理業者の優良化が求められています。
- 不法投棄事案の件数は減少傾向にあるものの、依然として行為者不明な事案が後を絶たず、手口も悪質・巧妙化しています。また、過去の不適正処理事案による生活環境保全上の支障等（人の健康または生活環境に係る被害が生じている、またはそのおそれがある状態）の除去が求められています。

変革の視点

市民団体による小学生への環境教育・環境学習を充実するなど、「もったいない」という環境意識を高めます。また、地域自らによる監視の目を加えることで、不法投棄を許さない社会づくりを進めるとともに、リスクコミュニケーションのもとでの不適正な処理事案の迅速な是正により地域住民の安全・安心を確保します。

取組方向

- 「もったいない」を基本とした環境意識を高揚するための普及啓発を行うとともに、食品由来の廃棄物の地域資源としての活用を図るため、市町域を越えた取組を進めるなど、市町の特性をふまえ、地域の住民やNPO、事業者等の連携のもとでのごみゼロ社会づくりを促進します。また、災害時の廃棄物処理体制の一層の充実・強化を図ることで、県民の皆さんの安全・安心な暮らしを守ります。RDF焼却・発電事業については、安全で安定した運転を確保し、一般廃棄物の適正処理がなされるよう努めます。
- 排出事業者に対する3R促進を含めた管理計画の策定指導、発生抑制等に対する支援、リサイクル製品の普及促進や産業廃棄物系バイオマスのリサイクルに向けた取組により、産業廃棄物の3Rと適正処理を進めます。また、電子マネーの普及や優良産業廃棄物処理事業者の育成・活用により排出事業者が一層処理責任を果たすことにより、県民の皆さんの廃棄物処理に関する安心感を高めます。
- 産業廃棄物の処理に対する監視指導を強化するとともに、地域住民による自主的な監視活動を促進して幅広い監視の目を光らせるとともに、過去の不適正処理事案について、地元等とのリスクコミュニケーションを行いながら、計画的かつ迅速な是正により、県民の皆さんの安全・安心を高めます。

平成27年度末での到達目標

従来の再使用・再生利用の取組に加えて、排出事業者責任の一層の徹底や県民の皆さんの環境配慮に関する意識醸成、さまざまな主体の連携による地域での廃棄物（生ごみ等）の循環利用を図ることによって、焼却や埋立処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導の強化と、地域自らによる監視の取組が広がることによって不法投棄を許さない社会づくりが進むとともに、過去の不適正処理事案が迅速に是正されてきています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
廃棄物の最終処分量	367千トン (22年度)	306千トン以下 (26年度)	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量

主な取組内容（基本事業）

- 15201 ごみゼロ社会づくりの推進**（主担当：環境生活部廃棄物対策局）
 ごみゼロ社会の実現に向けて市町と連携して生ごみ等の資源化を進めるとともに、今後、大規模な災害が発生した場合に災害廃棄物の処理が円滑に行われるよう関係機関との連携を充実していきます。
- 15202 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進**
 （主担当：環境生活部廃棄物対策局）
 産業廃棄物の適正処理に関する体制整備を進めるとともに、排出事業者における再生利用への取組を促進します。
- 15203 不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の是正の推進**
 （主担当：環境生活部廃棄物対策局）
 産業廃棄物の過去の不適正処理事案の是正を進めるとともに、さまざまな主体との連携および監視体制の強化により不法投棄の早期発見・未然防止や不適正処理の是正を進めます。

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
1人1日あたりのごみ排出量（一般廃棄物の排出量）	964g/人・日 (22年度)	913g/人・日以下 (26年度)	一般廃棄物年間排出量を人口および365日で除した数値
産業廃棄物の再生利用率	38.8% (22年度)	42.2% (26年度)	産業廃棄物の排出量に対する再生利用量（排出事業者および処理業者で再生利用された量）の割合
産業廃棄物の不法投棄総量	462トン (22年度)	370トン以下	新たに発見された産業廃棄物の不法投棄の総量

施策 153 自然環境の保全と活用

主担当部局：農林水産部

県民の皆さんとめざす姿

県民生活や事業活動の中で自然環境への配慮が浸透し、生物多様性をはじめとする自然環境を県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体が自主的に保全・再生する社会が形成され、三重県の豊かな自然が継承されています。また、県民の皆さんと自然とのふれあいや野生鳥獣との共存が進み、自然資源の持続可能な活用により自然からの恩恵が享受されています。

現状と課題

- 里地・里山が利用されなくなったことや干潟の減少などにより、生物多様性などの自然環境の質が低下していることから、希少野生動植物種をはじめとする自然環境の現状を明らかにして、みんなで保全する活動を行い、希薄になりつつある人と自然とのつながりを再生していくことが求められています。
- 野生鳥獣による農林水産業等への被害や、希少植物の食害が社会問題となっており、増えすぎた野生鳥獣を適正な生息密度に誘導することが求められています。
- 優れた自然景観や希少野生動植物の生息環境などを保全するため、開発などに伴う負荷の低減が求められています。
- 近年のアウトドアブームや、エコツーリズム^{※13}の広がりに対応した、利用しやすく安全な自然公園施設等の整備や効果的な情報発信が求められています。また、自然歩道等の自然の中の施設について、利用者と共に管理を行う仕組みも求められています。

変革の視点

農林水産業等への被害の大きい野生鳥獣の保護管理のあり方を見直し、捕獲に係る制限緩和などにより適正な生息密度に誘導します。また、生物多様性の調査や計画策定を専門家や県民の皆さんと共に行うことで、さまざまな主体の自発的な自然を守る行動を促進して、自然との共生を進めます。

取組方向

- 県民の皆さんの参加を得て、県内の希少野生動植物の現状把握を行い「三重県レッドデータブック^{※14}」を更新します。また、専門知識や必要な情報の提供などを行い、NPO等が行う希少野生動植物の保全活動、里地・里山・里海や河川などにおける自然環境保全活動を支援します。
- 身近な自然環境や生物の多様性から、私たちが享受している恩恵や、その利用を持続可能なものとする必要性について普及啓発を行います。
- 農林産物被害の大きいニホンジカやイノシシ、ニホンザルについて、捕獲頭数の制限緩和などにより捕獲を促進し、適正な生息密度への誘導と被害の軽減を進めます。
- 自然公園や三重県自然環境保全地域等を適正に管理し、優れた自然の保全や生態系の維持回復を進めます。
- 県民の皆さんに自然とのふれあいの場を提供するため、自然公園施設の整備や利用者にわかりやすい情報発信、自然環境に配慮した河川や海岸等の整備・保全を進めます。

平成 27 年度末での到達目標

生物多様性をはじめとする自然環境の保全の方向性の明確化や、保全活動のサポート機能を充実することで、県民の皆さんや事業者、NPOによる生態系や希少野生動植物、里地・里山・里海の自主的な保全活動が活発に行われています。また、こうした取組をとおして、県民の皆さんが自然とのふれあいや地域への愛着を深めながら暮らすとともに、増えすぎた野生鳥獣の生息密度が減少し、適正な状態で管理されています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
生物多様性の保全活動実施箇所	34 か所	74 か所	絶滅のおそれのある野生動植物種の保護活動および里地里山の保全活動の実施箇所数の合計

主な取組内容（基本事業）	
15301 生物多様性保全の推進(主担当：農林水産部)	県内の希少野生動植物の現状を明らかにして情報発信するとともに、さまざまな主体による生息環境の保全活動等を促進します。
15302 自然環境の維持・回復(主担当：農林水産部)	事業活動等による自然環境への影響を軽減して優れた自然の保全を図るとともに、生態系の維持回復を進めます。
15303 自然とのふれあいの促進(主担当：農林水産部)	利用しやすい施設整備や情報発信により、県民の皆さんが自然とふれあう機会の提供を進めるとともに満足度の向上を図ります。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
ニホンジカの推定生息頭数	51,800 頭 (22 年度)	10,000 頭	県内に生息するニホンジカの推定生息頭数
自然環境の新たな保全面積(累計)	—	163ha	新たに「自然公園特別地域」、「自然環境保全地域特別地区」に指定された面積および新たに「里地里山保全活動計画 ^{註15} 」の認定を受けた面積の合計
自然とのふれあいの場の満足度	80.1% (22 年度)	85.0%	自然公園内の園地など人と自然のふれあいの場の整備状況に関する利用者の満足度

施策154 大気・水環境の保全

主担当部局：環境生活部

県民の皆さんとめざす姿

自動車排出ガスや生活排水など身近な暮らしの環境問題に対する意識が高まり、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全に積極的に取り組んでいます。

また、大気や河川、海域の環境基準が達成され、県民の皆さんが良好な大気・水環境のもとで健康的な生活を営んでいます。

現状と課題

- 県内の大気環境は、おおむね良好な状態に保たれていますが、二酸化窒素に関しては、NO_x・PM法^{注16}対策地域の一部で、自動車排出ガスによる影響が大きく、大気環境基準を達成していません。
- 健康に影響を与える光化学スモッグ^{注17}は、その濃度上昇に備えるための予報^{注18}が、毎年、発令されています。
- 河川の水質は、近年環境基準（BOD^{注19}）の達成率が90%以上で推移しており改善傾向にあります。一方、海域の水質については、伊勢湾において赤潮や貧酸素水塊が発生するなど、環境基準（COD^{注20}）の達成率は50%前後で推移しており、水質汚濁の主な要因となっている工場・事業場排水や生活排水について、さらなる汚濁負荷の削減による水質改善が求められています。
- 海岸域では、河川を經由して流入したごみが多量に漂着しており、砂浜等の景観の悪化が課題となっているほか、漁業や生態系への影響が懸念されています。こうした課題の解決に向けて、県民の皆さん、民間団体、企業等による、森・川・海のつながりを意識した流域圏でのネットワークづくりや、環境保全活動の拡大・活性化が求められています。

変革の視点

良好な大気環境、美しい川や海は、地域で守るという意識の醸成を図ることにより、県民の皆さんや民間団体等による大気保全や水質改善などの主体的な環境活動とその連携を促し、大気や水質の環境保全につなげていきます。また、生活排水処理施設については、事業ごとの実施という観点を超えて、一体的に、地域の実情をふまえた適切な手法で整備を進めるとともに、単独処理浄化槽からの転換を促進します。

取組方向

- NO_x・PM法対策地域については、平成32（2020）年度に大気環境基準を達成するため、NO_x・PM総量削減計画に基づき、事業者や関係団体の協力を得ながら、大気環境への負荷が少ない自動車への転換を促進するとともに、流入車対策等を実施します。
- 光化学スモッグによる被害の未然防止のため、予報等の情報伝達を速やかに行うとともに、工場等における排出ガス対策を実施します。
- 伊勢湾の水質改善に向け、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」（第7次）に基づき、工場・事業場等からの汚濁負荷を一層削減します。
- 生活排水対策については、浄化槽、下水道、集落排水施設等の効率的・効果的な整備が求められていることから、地域の実情に応じた適切な手法による整備とするほか、浄化槽では単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換および市町村設置型浄化槽の整備を特に促進します。
- 伊勢湾の海底に堆積した底泥の調査結果をふまえ、大学等研究機関と連携することにより、貧酸素水塊の対策に向けた調査・研究を推進します。
- 海岸漂着物対策については、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸管理者、県民の皆さん、民間団体、企業等の協力体制を構築し、美しい海岸を保全していきます。また、愛知県や岐阜県など、伊勢湾流域圏での発生抑制対策が求められることから、関係機関等との連携を進めます。

平成27年度末での到達目標

県民や事業者の皆さんによる、自動車排出ガスによる局地的な大気汚染の解消への取組が進み、大気環境測定地点における大気環境基準が達成されるとともに、生活排水処理アクションプログラムの目標の達成等により、河川や海域における水質が維持または改善しています。

また、地域において森・川・海のつながりを意識しながら、さまざまな主体による連携した取組が活発に行われるようになっていきます。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	93.9% (22年度)	97.0%	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合

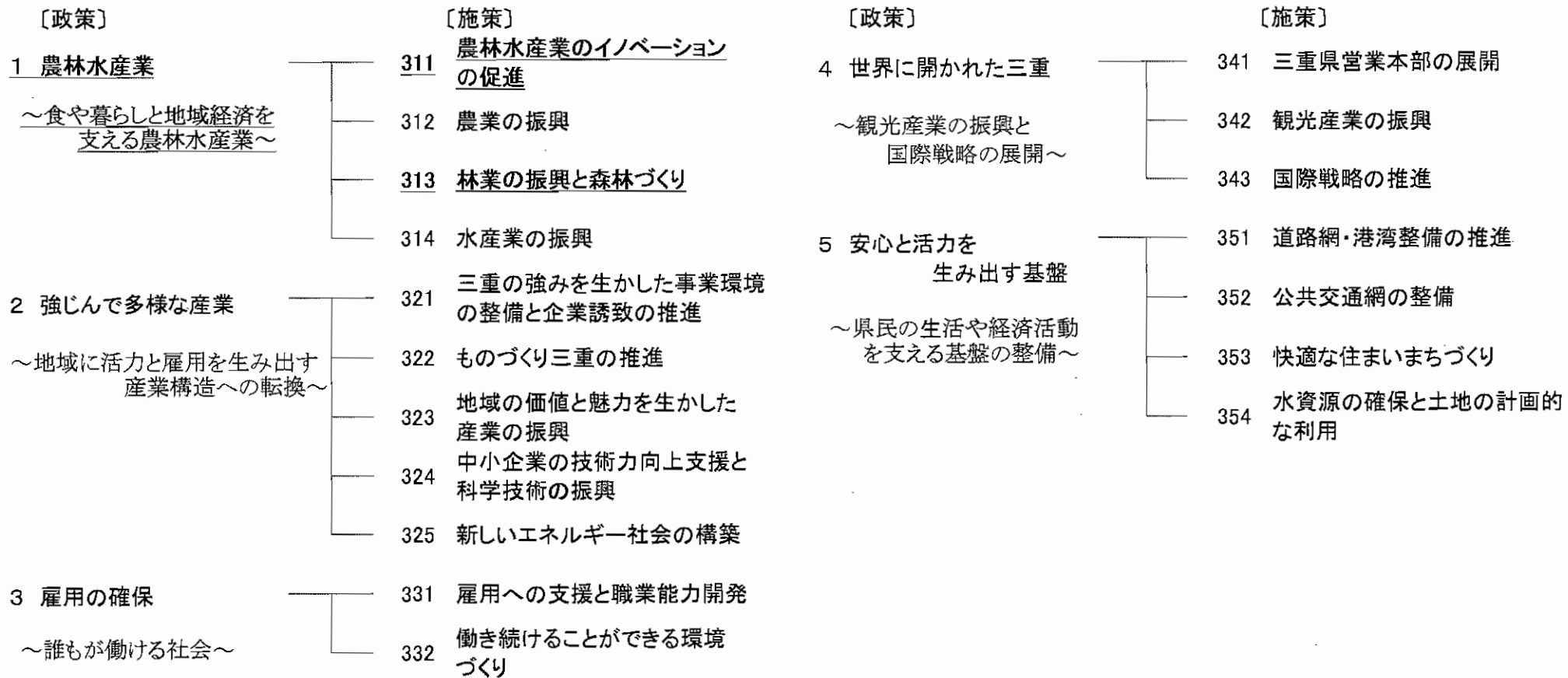
主な取組内容（基本事業）

- 15401 大気・水環境への負荷の削減**（主担当：環境生活部）
コンプライアンスの徹底とともに、立入検査等により工場・事業場の環境意識を高めることにより、工場・事業場からの環境負荷の削減を進めます。
- 15402 自動車環境対策の推進**（主担当：環境生活部）
流入車対策等を進めるとともに、大気環境への負荷が少ない自動車の比率を高めます。
- 15403 生活排水対策の推進**（主担当：環境生活部）
浄化槽、下水道、集落排水施設等の生活排水処理施設の整備率を高めます。
- 15404 伊勢湾の再生**（主担当：環境生活部）
海岸漂着物の発生抑制および回収の広域的な取組である「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を3県1市の連携により実施するなど、さまざまな主体による森・川・海における環境保全活動の活性化を進めます。
- 15405 環境保全のための調査研究の推進**（主担当：環境生活部）
土壌汚染の由来推定や大気中の微小粒子状物質発生源推定など、環境調査研究の成果等を公表し、大気環境および水環境の保全に役立てます。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
大気・水質の排出基準適合率	98.3 % (22年度)	100 %	工場・事業場への立入検査において、大気中へ排出されるばい煙等および公共用水域へ排出される排水水（いずれもダイオキシン類含む）が大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の排出基準に適合している割合
NOx・PM法対策地域内の大気環境基準達成率	93.3 % (22年度)	100 %	NOx・PM法対策地域内の大気環境測定地点における二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気環境基準を達成した地点の割合
生活排水処理施設の整備率	78.0 % (22年度)	82.8 % (26年度)	浄化槽、下水道、集落排水施設等の生活排水処理施設により生活排水の処理が可能な人口の割合
水環境の保全活動に参加した県民の数	18,776 人 (22年度)	26,500 人	「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に参加した県民の数
調査研究成果件数	3 件	4 件	大気環境および水環境の保全や改善に貢献する調査研究成果を公表したテーマ数

- 注) 13 **エコツーリズム**：地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことをめざしていく仕組み。
- 注) 14 **レッドデータブック**：絶滅のおそれのある野生動植物の種をリストアップし、現状および保護対策をまとめた報告書。
- 注) 15 **里地里山保全活動計画**：三重県自然環境保全条例に基づく里地里山における自然環境の保全活動に関する計画で知事が認定するもの。
- 注) 16 **NO_x・PM法**：「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」のこと。自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）による大気汚染を防止し、国民の健康を保護するため、平成4（1992）年に定められた。県内では、平成13（2001）年12月に四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曽岬町、朝日町、川越町が窒素酸化物対策地域・粒子状物質対策地域に指定された。
- 注) 17 **光化学スモッグ**：大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光の紫外線によって光化学反応を起こし、それにより生成する有害物質等が空中に滞留し、白くもやがかかったような状態になること。
- 注) 18 **予報**：光化学スモッグ予報。予報発令地域内では、健康被害防止のため、屋外の激しい運動を避け、また、協力工場は注意報発令に向けた燃料削減の準備等の体制をとることが求められている。
- 注) 19 **BOD**：生物化学的酸素要求量。河川の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質（有機物）を微生物によって分解させたときに消費される酸素の量。
- 注) 20 **COD**：化学的酸素要求量。海域の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質（有機物）を化学薬品（酸化剤）によって分解させたときに消費される酸素の量。

第3節 「^{ひら}拓く」 ～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～



施策 3 1 1 農林水産業のイノベーションの促進

主担当部局：農林水産部

県民の皆さんとめざす姿

豊かで健全な食生活への志向が広がる中で、多様化する期待に応える新たな価値が農林水産業や食品関連産業等に関わるさまざまな主体から積極的に提案され、地域資源の特徴を生かした競争力ある商品等が提供されることにより、県民の皆さんの豊かな暮らしや「もうかる農林水産業」につながっています。

現状と課題

- 経済のグローバル化や長期化するデフレ、国内市場規模の縮小など、農林水産業や食品関連、木材産業等を取り巻く厳しい経営環境に対応していくため、農林水産物をはじめとする地域資源の高付加価値化による商品開発や市場開拓等の取組が求められています。
- 食育や地産地消運動、三重ブランド等による地域資源の高付加価値化の支援や情報発信の強化等を通じて農林水産業者や食品産業事業者等による成功事例も生まれてきています。今後、「もうかる農林水産業」に向けさらなる取組拡大を図っていくためには、事業者連携の促進や成功ノウハウの共有、中小事業者が多く大ロット供給が難しい等本県の実情をふまえた情報発信力の強化が課題です。
- 魅力ある県産品等が数多く生まれるための風土づくりや、農林水産業の新しい価値創出とその「見える化」による県民の皆さんと農林水産業の支え合う関係づくりなど、「もうかる農林水産業」につながる取組の強化も必要です。

変革の視点

国内外に誇れる県産品を積極的に売り込む営業活動の強化に対応して、新商品が活発に生まれる開発環境を整えるとともに、それを支える農林水産業のものづくり風土を形成し、農林水産業のイノベーションを促すことにより、「もうかる農林水産業」への発展をめざします。

取組方向

- 県産品が広く認知され、競争力を強化できるよう、食に関わる先端技術や新事業展開などの面でサポートできる産学官ネットワーク等による「みえフードイノベーション[®]」を創出する中で、健康など多様なニーズに対応する商品の開発や三重ブランドをはじめとする県産品の認知度向上に取り組むなど、「もうかる農林水産業」に向けた展開を加速します。
- 農畜産業、林業、水産業に係る技術開発・移転を通じて、農林水産業者、食品産業や木材産業事業者等による県民の皆さんの多様化する期待に応える新たな商品やサービスの提供に向けた取組を支援するとともに、森林の効率的な育成と森林資源の利用拡大、海の再生力の活用等による海洋環境の再生などを促進します。
- 企業等との連携により、食育や環境貢献、障がい者雇用など新たな取組や価値の「見える化」を進めるなど、消費者と農林水産業との支え合う関係づくりに取り組みます。

平成 27 年度末での到達目標

本県がこれまで取り組んできた食育や地産地消運動、三重ブランドをはじめとする取組の戦略的な発展と商品等の研究開発を強化する中で、地域の資源や特徴を生かして新たなビジネスに取り組む農林水産業者や事業者、地域が増加するとともに、新たな市場の開拓や環境など社会の成熟化に伴うさまざまな期待に対応した取組が増加しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県産品に対する消費者満足度	25.2%	40.0%	県産の農林水産物等に対して、満足していると回答した県内消費者の割合

主な取組内容（基本事業）

- 31101 新たなビジネス創出に向けた基盤づくり**（主担当：農林水産部）
「みえフードイノベーション」の形成等を通じて、農林水産資源の高付加価値化やブランド化に取り組む事業者の増加をめざします。
- 31102 農畜産技術の研究開発と移転**（主担当：農林水産部）
農畜産技術の研究開発と移転を通じて、農業者や食品産業事業者等による新たな商品やサービスの創出を促進します。
- 31103 林業・森林づくりを支える技術の開発と移転**
（主担当：農林水産部）
林業・森林づくりを支える技術の開発と移転を通じて、森林の効率的育成や資源の利用拡大、新たな商品の創出、森林の持つ公益的機能の高度発揮等を促進します。
- 31104 水産技術の研究開発と移転**（主担当：農林水産部）
先進的な技術の研究開発や食品産業事業者等との連携、海の再生力の活用等を通じて、新たな商品開発、海洋環境の再生等を促進します。
- 31105 県民の皆さんと農林水産業の支え合う関係づくり**
（主担当：農林水産部）
新たな価値を伝える「見える化」の取組を進め、県民の皆さんの県産品に対する満足度の増加をめざします。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
農林水産資源を高付加価値化するプロジェクトの創出数(累計)	—	25 件	企業等との連携により農林水産資源を高付加価値化するみえフードイノベーション・プロジェクト等の創出数
農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	—	100 件	農業研究所および畜産研究所が取り組む研究開発から生み出された成果のうち、次の①②のいずれかに該当する技術が活用された農業者等の商品やサービス等の件数 ①開発技術、②県が開発した特許・品種等
林業の研究成果が活用された商品および技術の数(累計)	—	20 件	森林・林業に関する研究成果のうち、事業者等に活用された商品や技術の件数
水産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	—	35 件	水産研究所が取り組む研究開発から生み出された成果のうち、次の①②のいずれかに該当する技術が活用された漁業者等の商品やサービス等の件数 ①開発技術、②県が開発した特許・品種等
企業との連携による食育等のPR回数	—	8回	企業との連携によるイベント等を通じて食育等のPRを行った回数

施策 3 1 3 林業の振興と森林づくり

主担当部局：農林水産部

県民の皆さんとめざす姿

県産材の需要が拡大し、活発で持続的な林業が展開されるとともに、県民の皆さんによる、さまざまな形での森林づくりへの参画により、森林の再生が進んでいます。

現状と課題

- 県産材需要の大半を占める住宅の着工戸数が大幅に増加することが期待できない中で、再生可能エネルギー特別措置法の成立などにより、木質バイオマスのエネルギー利用に対する期待が高まっており、県産材の新たな用途の開拓が求められています。
- 手入れの不足した森林や、放置された里山や竹林においては、山崩れの防止や生物の多様性の保全など森林の持つ公益的機能が低下しているため、間伐等の手入れが必要となっています。
- 森林資源は利用の段階を迎えていますが、その多くが活用されていないため、間伐材を搬出し、利用することが求められています。
- 事業体の経営基盤が脆弱であり、機械化等が遅れているため、施業の集約化、路網の整備などを進める人材を育成することが求められています。
- 地球温暖化問題の進行や生物多様性への関心の高まり、豪雨災害の多発などにより、森林の持つ公益的機能への社会的要請が高まっており、森林を県民共有の財産として守るため、森林環境教育やさまざまな主体の森林づくりへの参画が求められています。

変革の視点

木質バイオマスのエネルギー利用など、新たな用途での需要開拓に取り組むとともに、これまで森林内に放置していた間伐材の利用を進めます。また、社会全体で森林を支えるため、森林づくりのための税の検討、環境林の整備手法の見直しなど、県民の皆さんがさまざまな形で森林づくりに参画できる仕組みづくりを進めます。

取組方向

- 品質や性能の明確な製材品の生産拡大、大消費地等での販路開拓や公共建築物への利用促進等により、県産材の需要拡大を図るとともに、合板や、発電・熱利用への木質バイオマスの利用など新たな用途での需要拡大に取り組みます。
- 森林経営計画の推進や森林施業の集約化、路網等の基盤整備、流通の合理化、需要に応じた供給体制の構築等に取り組み、森林の整備と間伐材の利用を進めます。
- 低コスト作業システムを実践するための林業従事者を育成します。また、林業事業体（森林組合、素材生産業者等）の経営基盤の強化を図るとともに、建設業等異業種の林業への参入を促進します。
- 環境林の整備については、所有者の意向や現地の状況調査などにより整備手法の見直しを行うとともに、放置された里山や竹林の整備を進めます。
- 森林を支える仕組みの一つとして、森林づくりのための税の検討を進めるとともに、企業やボランティアなどのさまざまな主体が森林づくりに参画しやすい環境整備を進めます。
- 知識や技能を持った県民の皆さんの協力のもと、森林環境教育や森林文化に親しむ機会の提供を進めます。

平成27年度末での到達目標

建築用材だけでなく、エネルギー源など新たな用途での利用が進み、木材生産量が増加しています。また、森林環境教育や森林に親しむ機会の提供に加え、県民の皆さんや企業、ボランティア等が森林づくりに参画しやすい環境整備が進み、さまざまな主体による森林づくり活動が活発に行われるとともに、間伐等の森林整備が進み、森林の適正な管理が進んでいます。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量	239 千 ^m (22 年度)	402 千 ^m	県内で生産されるスギ・ヒノキの供給量

主な取組内容 (基本事業)

- 31301 県産材の利用の促進**(主担当：農林水産部)
「三重の木」認証材や「あかね材」認証材をはじめとする県産材の需要拡大を図るとともに、木質バイオマスのエネルギー利用や合板への利用などを進めます。
- 31302 持続可能な林業生産活動の推進**(主担当：農林水産部)
森林経営計画等に基づき、持続可能な林業生産活動等を推進します。
- 31303 林業・木材産業の担い手の育成**(主担当：農林水産部)
林業就業者のキャリア形成への支援を行い、担い手を育成します。また、建設業等異業種の林業への参入を促進します。
- 31304 森林の適正な管理と公益的な機能の発揮**(主担当：農林水産部)
間伐等の森林整備を行うなど適正な森林管理を進めます。
- 31305 森林づくりへの県民参画の推進**(主担当：農林水産部)
県民の皆さんや企業、ボランティアなどの森林づくりへの参画を進めます。
- 31306 森林文化および森林環境教育の振興**(主担当：農林水産部)
森林環境教育や森林文化に親しむ機会の提供を進めます。

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
「三重の木」認証材等出荷量	24,629 ^m (22 年度)	50,000 ^m	県産丸太を用いた「JAS製材品」、「三重の木」認証材および「あかね材」認証材の出荷量
施業集約化団地面積(累計)	5,192ha (22 年度)	50,000ha	森林経営計画により施業の集約化を図るために団地化された森林面積
新規林業就業者数	38 人 (22 年度)	40 人	林業事業体(森林組合、素材生産業者等)への新規就業者数
間伐実施面積(累計)	—	36,000ha	県内の民有林で行われる計画期間中の間伐実施面積
森林づくり参加者数	24,241 人 (22 年度)	30,000 人	森林づくりに関する活動や催しへの、県民の皆さん、NPO、企業などさまざまな主体の年間参加者数
森林文化・森林環境教育の活動回数	1,489 回 (22 年度)	2,000 回	県のデータベースに登録された指導者の1年間の延べ活動回数

選択・集中プログラム

緊急課題解決プロジェクト一覧

- 1 命を守る緊急減災プロジェクト
- 2 命と地域を支える道づくりプロジェクト
- 3 命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト
- 4 働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト
- 5 家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト
- 6 「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト
- 7 三重の食を拓く「フードイノベーション」
～もうかる農林水産業の展開プロジェクト
- 8 日本をリードする「メイド・イン・三重」
～ものづくり推進プロジェクト
- 9 暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト
- 10 地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト

新しい豊かさ協創プロジェクト一覧

- 1 未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト
- 2 夢と感動のスポーツ推進協創プロジェクト
- 3 スマートライフ推進協創プロジェクト
- 4 世界の人びとを呼び込む観光協創プロジェクト
- 5 県民力を高める絆づくり協創プロジェクト

南部地域活性化プログラム

緊急課題

解決 1

命を守る緊急減災プロジェクト

主担当部局：防災対策部

解決すべき課題

- 甚大な被害をもたらした東日本大震災や紀伊半島大水害は、自然災害の厳しさと、生きるために備え、逃げることの重要性を改めて知らしめました。私たちは、これらの災害から得た貴重な教訓を今後の防災・減災対策に迅速かつ的確に生かしていく必要があります。
- 近い将来の発生が危惧されている東海・東南海・南海地震や近年多発している異常気象に伴う風水害などの大規模自然災害に備えるには、災害は必ず起こることを前提に、さまざまな主体が「自助」「共助」「公助」による減災に向けた取組を緊急に進めるとともに、関係機関による防災・減災体制の構築、早期に効果を発現できる基盤施設の整備などに取り組み、総合的な災害対応力を強化していく必要があります。

県民の皆さんに成果をお届けします（プロジェクトの目標）

- 県民の皆さんの命を守ることを最優先として緊急かつ集中的に取り組むべき対策を定めた「三重県緊急地震対策行動計画」や新たに策定する「三重県新地震対策行動計画（仮称）」、災害に強い地域づくりをめざす「三重風水害等対策アクションプログラム」等の計画に基づく取組を確実に進めていきます。また、市町をはじめとした関係機関との連携を充実させ、「備えるとともに、まず逃げる」ための対策や防災教育の推進、地域防災の核となる人材の育成、自然災害に備える基盤施設の整備等に重点的に取り組むなど、県全体の災害対応力を高めていきます。

プロジェクトの数値目標

目標項目	H23 (現状)	H24	H27
緊急減災に向けた行動項目 (アクション)の進捗率	—	25.0%	100%

【目標項目の説明】

- ・県関係部局が減災に向けて緊急に取り組む行動項目（アクション）の進捗率の平均値

プロジェクトの構成

実践取組 1

「『逃げる』ための課題」 を解決するために

市町等の取組と連携し、災害から「逃げる」ための環境整備や避難体制の整備、円滑な避難を促進するための啓発活動を推進します。

(1) 緊急避難体制の整備

- ① 市町等が地域の特性に応じて実施する減災に向けた環境整備に関する取組を、緊急かつ集中的に支援します。
- ② 避難体制の緊急整備を目的として、避難困難地域等における避難計画の策定や避難訓練の実施を促進するとともに、避難所運営マニュアル策定指針の改訂を行います。

(2) 地域防災力向上に向けた広報活動の展開

- ① 東日本大震災の教訓をふまえ、「備えるとともに、まず逃げる」ことの重要性の認識や家庭・地域における自主的な防災活動の活性化をめざした啓発活動を展開します。

実践取組 2

「地震による建物被害軽減に向けた課題」 を解決するために

木造住宅や公共施設等の耐震化をより一層推進し、地震による建物の被害の軽減を図ります。

(1) 木造住宅耐震化の推進

- ① 住宅の耐震化率を向上させ、住民や住まい、さらには、まちの安全性の向上を図ります。

(2) 公共施設等の耐震化の推進

- ① 県立学校や私立学校、災害拠点病院等の医療施設、社会福祉施設の耐震化を進めます。

実践取組 3

「災害対応力強化に向けた課題」 を解決するために

県の災害対応力を強化するため、東日本大震災で明らかとなった課題や最新の知見等をふまえて、防災・減災に向けた取組の基本となる計画の策定や大規模災害に備えた体制の整備を行います。

(1) 新たな防災対策の計画的な推進

- ① 地震被害想定調査を実施し、この結果をもとに「三重県地域防災計画」を見直すとともに、「三重県新地震対策行動計画（仮称）」の策定を行います。

(2) 大規模災害に対応する広域的な支援・受援体制の整備

- ① 県内外の広域連携を促進し、効率的な応急・復旧対策活動の実施をめざすとともに、広域的な支援・受援を円滑に進めるための体制整備について検討を進めます。

(3) 災害対応力強化に向けた体制の整備

- ① 大規模地震発生時等の医療提供体制を確保するため、DMAT^{注1}の育成支援、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院の取組支援や、災害医療を支える人材育成などの取組を進めます。
- ② 緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備等を推進するとともに、大規模地震・津波が発生した際に孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において、道路啓開^{注2}を迅速に展開できる態勢の整備を進めます。
- ③ 地域住民の安全・安心のよりどころとして重要な防災拠点として、交番・駐在所の機能強化を進めます。

実践取組 4

「自らの命を自ら守るための課題」 を解決するために

災害時の適切な避難行動の実現や防災・減災に向けた活動の活性化を図るため、防災教育を推進するとともに、地域における取組の核となる人材を育成し、防災意識の高い地域づくりを支援します。

(1) 学校における防災教育・防災対策の推進

- ① 東日本大震災における学校の被災状況をふまえ、学校の防災教育・防災対策の根本的な見直しを行い、児童生徒の安全を確保し、被害を軽減するために必要な緊急対策を進めます。

(2) 地域防災力向上のための人材育成

- ① 災害に対する正しい知識と高い意識を持つ地域のリーダーの

育成や、次代を担う防災人材の育成に取り組みます。

実践取組 5

「自然災害に備える基盤施設の整備 に向けた課題」を解決するために

激化する異常気象や迫りくる地震・津波に備え、特に緊急性が高く、早期に効果を発現できる施設の整備や住民の避難体制を確保するための情報提供の推進などに取り組みます。

(1) 基盤施設等の緊急整備

- ① 大規模地震・津波の発生に備え、河川施設や海岸保全施設などの機能を確保するための対策に緊急に取り組むとともに、防潮扉や水門などを安全かつ確実に閉鎖するために、動力化や遠隔操作化等を進めます。
- ② 激化する異常気象等に備え、治水支障となっている区間の河川整備や堆積した土砂の撤去、災害時要援護者関連施設に対する砂防施設の整備などに取り組みます。また、災害時に現地情報を把握できる情報基盤を整備するとともに、住民避難に資する水防情報の提供を進めます。
- ③ 津波被害が想定される地域において緊急総点検の結果に基づく既設避難路の再整備、避難地・避難路を保全するための急傾斜・治山施設や農村地域における避難路として重要となる農道の整備を進めます。

注1 DMAT（ディーマツ）：災害急性期（おおむね発災後48時間以内）に活動できる機動性を持つ、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム。

注2 道路啓開：緊急車両等が通れるように、がれきなどを処理し、段差を修正するなど、救援ルートとして最優先で確保すること。

プロジェクトの年次目標

実践取組の目標		H23 (現状)	年次計画			
			H24	H25	H26	H27
実践取組 1	緊急に減災対策を実施する市町の数	29 市町	29 市町	29 市町	29 市町	29 市町
	防災講演会、研修会等への参加促進	8,000 人	8,500 人	9,000 人	9,500 人	10,000 人
実践取組 2	耐震基準を満たした住宅の割合	80.9% (22年度)	84.5%	86.4%	88.2%	90.0%
	県立学校の耐震化率	98.2%	99.0%	100%	100%	100%
	私立学校の耐震化率	86.4% (22年度)	88.4%	91.6%	92.4%	92.4%
	災害拠点病院等の耐震化率	54.3% (22年度)	71.4%	77.1%	80.0%	82.9%
実践取組 3	新たな防災対策の計画的な推進	策定・見直し → 新たな取組の計画的な実施 →				
実践取組 4	学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合	—	50.0%	100%	100%	100%
	防災に関連した人材の育成	0 人	80 人	160 人	240 人	320 人
実践取組 5	脆弱化した海岸堤防の補強対策箇所(累計)	—	40 か所	80 か所	140 か所	200 か所
	農地・漁港海岸保全施設等の整備延長(累計)	1,680m	2,243m	2,964m	3,784m	4,134m

緊急課題
解決 7

三重の食を拓く「みえフードイノベーション」 ～もうかる農林水産業の展開プロジェクト

主担当部局：農林水産部

解決すべき課題

- 本県の農林水産業は、従事者の高齢化や担い手不足の深刻化、グローバル化の進展、生産物価格の低迷など厳しい状況に置かれており、県民の皆さんに食や就業機会を提供している農林水産業の活力低下が懸念されています。
- 国民の価値観やライフスタイルの変化、急速な少子高齢化などを背景に、消費者や食品産業事業者等が求める県産品を流通・販売から消費までを考えて企画・生産する取組を、県内各地域で早急に定着させることが重要です。
- 「作る、獲る農林水産業」から「売れる農林水産業」への転換を進め、本県の強みである「食」の魅力等を生かした「もうかる農林水産業」の実現をめざすことが不可欠です。このため、農林水産業が、素材生産に加えて付加価値の創出に取り組んでいくための環境づくりを早急に進める必要があります。また、農林水産業と食品産業等企業、大学や研究機関、行政や関係団体等が連携する中で県産品の企画・開発力を強化していくとともに、本県の魅力や県産品等の価値の情報発信と戦略的な営業活動を連係させ、集中的・重点的に展開していくことが重要です。

県民の皆さんに成果をお届けします（プロジェクトの目標）

- 三重の食を拓く「みえフードイノベーション^{※1}」の創出をととして、本県の「食」の魅力等を生かした新商品が活発に生まれる環境整備や発信力強化、それを支える農・林・水のものづくり風土の醸成などに取り組むことによって、消費者が求める県産品が増加しています。

プロジェクトの数値目標

目標項目	H23 (現状)	H24	H27
「みえフードイノベーション」から生まれる新商品等の数 (累計)	—	50件	200件

〔目標項目の説明〕

・「みえフードイノベーション」に係る活動等から創出される新たな商品等の数

プロジェクトの構成

実践取組 1

「発信力・営業力の強化に向けた課題」
を解決するために

「もうかる農林水産業」、さらには「もうかる三重」に向け、本県の強みである「食」の魅力等の情報発信の強化に取り組むとともに、国内外に誇れる県産品等を積極的に売り込むための環境整備等を進めることにより、本県のブランド力を向上させます。

(1) 県産品等の営業活動の積極的な展開

- ① 三重県営業本部²⁾のもと首都圏等における営業機能を強化し、本県のさまざまな魅力や価値が、三重県営業本部の活動を通じて国内外から共感を呼び、地域産業の活性化や三重の認知度向上につながるよう、効果的な情報発信に取り組めます。
- ② 三重ブランドをはじめとする県産品について、事業者等と連携する中で面的にとらえて情報発信していくとともに、県内の生産者や事業者等が国内外で販路拡大をめざす取組を支援します。
- ③ 見た目に劣るものの強度に問題なく、緑の循環³⁾に貢献するエコブランド「あかね材」の認知度向上を図るとともに、住宅関連企業をはじめとするさまざまな主体と連携し、「あかね材」の売れる仕組みづくりに取り組みます。

実践取組 2

「商品開発力の強化に向けた課題」
を解決するために

「三重の食」の魅力等を最大限に生かした商品の開発やブラッシュアップを促進する環境整備等に取り組むことにより、三重の農・林・水のものづくりを支えます。

(1) 食の魅力を生かした新商品を生み出す仕組みづくり

- ① 消費者の多様なニーズに対応する新しい商品やサービスの開発を促進するため、食に関わる先端技術や新事業展開などの面でサポートできる産学官ネットワーク等による「みえフードイノベーション」を創設します。

(2) 強い魅力を持った農林水産資源の開発・普及

- ① 新しい商品やサービスの素材を安定的に確保・提供していくため、強い魅力を有する農林水産資源やその生産・利用技術等の開発、県内生産者への普及と必要な基盤整備等を進めます。

(3) 農林水産資源の高付加価値化に取り組む人材の育成

- ① 本県の農林水産資源の高付加価値化を促進するため、優れた県産品の創出に取り組む人材等の育成やもうかる商品づくりに向けた取組への支援を行います。

実践取組 3

「創造力の強化に向けた課題」
を解決するために

地域の特性を生かした農林水産業の新たなビジネス展開に挑戦していく意欲の醸成や自主的・自発的な取組が生まれる環境づくりに取り組むことにより、「もうかる農林水産業」の実現に向けて県内各地域における創造力の獲得と発揮を支援します。

(1) 地域の自主的・自発的な実践活動の促進

- ① 地域の特性を生かした農林水産業の新たなビジネス展開を促進するため、農業および農村の活性化のための活動プランである「地域活性化プラン^{注) 4}」や水産業のあり方や漁村の活性化等についての方針を定める「地域水産業・漁村振興計画」などの策定・実践活動を支援するとともに、豊かな地域資源を活用した製品の開発や地域内流通等の取組拡大を図ります。

プロジェクトの年次目標

実践取組 の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
実践取組 1 大都市圏等への 販路拡大をめざ す事業者の売上 上げ伸び率	100	101	105	108	110
実践取組 2 「みえフードイ ノベーション」 による連携プロ ジェクト創出数 (累計)	—	10件	15件	20件	25件
実践取組 3 地域活性化プラ ン等の策定・実 践への支援	50 プラン	110 プラン	170 プラン	230 プラン	290 プラン

- 注) 1 みえフードイノベーション：128 ページをご覧ください。
- 注) 2 三重県営業本部：129 ページをご覧ください。
- 注) 3 緑の循環：「木を植え、育て、収穫し、また植える」ことを繰り返すことにより、いつまでも健全な森林を維持すること。
- 注) 4 地域活性化プラン：90 ページをご覧ください。

緊急課題
解決 9

暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト

主担当部局：農林水産部

解決すべき課題

- サルやニホンジカ、イノシシなど野生鳥獣による農林水産被害は、農山漁村地域の過疎化、高齢化の進行等による耕作放棄地や放置林の増加、野生鳥獣の生息数の増加や生息域の拡大などにより、近年、急激に拡大しています。
- 本県の野生鳥獣による農業被害額は全国的にみても上位にあり、地域住民の営農意欲の減退や生きがい喪失などの精神的被害を招くとともに、自動車等との衝突事故や家屋への侵入など生活被害も生じていることから、早急に鳥獣被害防止対策を強化する必要があります。
- 有害駆除等により捕獲された野生鳥獣の肉は、貴重な地域資源となり得る可能性があります。大部分は有効に活用されていないのが実情であり、未利用資源活用の観点からも獣肉の利活用を図っていくことが求められています。

県民の皆さんに成果をお届けします（プロジェクトの目標）

- 集落ぐるみによる野生鳥獣の追い払いや侵入防止柵の整備等を行う「被害対策」と、有害鳥獣等の適正な駆除や野生鳥獣が生息しやすい森林整備等を行う「生息管理」に取り組み、「獣害につよい三重」づくりが進んでいます。
- 「被害対策」と「生息管理」への的確な取組とあわせ、未利用資源活用の観点での「獣肉利用」を連係させて進めることにより、本県の野生鳥獣による農林水産被害が減少しています。

プロジェクトの数値目標

目標項目	H23 (現状)	H24	H27
野生鳥獣による農林水産被害金額	751 百万円 (22 年度)	728 百万円 以下 (23 年度)	600 百万円 以下 (26 年度)

【目標項目の説明】

・サル、ニホンジカ、イノシシ、カモシカ、カワウ等による農林水産業の被害金額

プロジェクトの構成

実践取組 1

「野生鳥獣による農林水産被害」 を解消するために

野生鳥獣による農林水産被害の減少を図るため、獣害につよい集落づくりを進めるとともに、被害地周辺での捕獲体制を整備する取組を支援します。

(1) 獣害につよい地域づくりの推進

- ① 市町が策定した被害防止計画の着実な実施に向け、侵入防止柵や緩衝帯の整備、有害鳥獣駆除実施隊^{※1}等の活動に対する支援を行うとともに、獣害対策の集落リーダーや獣害対策の幅広い知識を持った人材の育成を進めます。

(2) 地域における野生鳥獣捕獲力の強化

- ① 地域住民自らが、有害鳥獣駆除実施隊等との連携のもと、わな等を用いて野生鳥獣の捕獲に取り組む体制づくりや捕獲技術の向上のための支援を行います。

実践取組 2

「獣肉等の利活用に向けた課題」 を解決するために

消費者が獣肉を安心して食することができるよう、安全性や品質が確保された「みえのジビエ^{※2}食材」を提供できる環境づくりを進めるとともに、新たな高級食材として獣肉を販売できる取組を進めることにより、未利用資源となっている獣肉等の利活用を図ります。

(1) 安全・安心な獣肉等流通の仕組みづくり

- ① 安全・安心で品質が確保された獣肉等を安定的に供給できるよう、有害鳥獣等の捕獲から獣肉の利用に至るマニュアル等の作成や、野生獣の有効活用に向けた商品開発等を促進します。
- ② 獣肉等の消費拡大に向け、県産獣肉を購入できる小売店やレストラン等に関する情報提供を行うとともに、レストラン等との連携による高級食材としての利用促進を図るなど、幅広い視点に立った販路拡大を進めます。

実践取組 3

「集落周辺への頻繁な出現」 を解決するために

かつて野生鳥獣の生息地となっていた森林を再生することにより、集落周辺への野生鳥獣の出現の減少を図ります。

(1) 森林再生による野生鳥獣の生息環境の創出

- ① 集落周辺への野生鳥獣の出現の減少につながるよう、山崩れの防止や生物多様性の保全など森林の持つ公益的機能が適正に発揮され、下草等の植生が豊かで野生鳥獣の生息しやすい森林づくりを進めます。

プロジェクトの年次目標

実践取組 の目標		H23 (現状)	年次計画			
			H24	H25	H26	H27
実践 取組 1	ニホンジカの捕 獲頭数	15,393 頭	17,800 頭	17,800 頭	17,800 頭	17,800 頭
実践 取組 2	有害捕獲野生獣 のうち利活用さ れた頭数	800頭	1,000頭	1,200頭	1,400頭	1,600頭
実践 取組 3	野生鳥獣の生息 しやすい森林づ くりに取り組む 地域数	—	4地域	4地域	4地域	4地域

- 注) 1 有害鳥獣駆除実施隊：有害鳥獣の捕獲や防護柵の設置など鳥獣被害防止のための活動の実践を目的として、鳥獣被害防止特別措置法に基づき市町村が設置する組織。
- 注) 2 ジビエ：狩猟によって捕獲し食用にする野生鳥獣の肉をさすフランス語。これを用いた料理はジビエ料理と呼ばれる。

緊急課題
解決10

地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト

主担当部局：環境生活部廃棄物対策局

解決すべき課題

- 過去の産業廃棄物の不適正処理事案のうち、原因者による措置命令の履行などがなされない事案が4つあります。
この4事案（桑名市五反田、桑名市源十郎新田、四日市市大矢知・平津、四日市市内山）については、生活環境保全上の支障等（人の健康または生活環境に係る被害が生じている、またはそのおそれがある状態）の状況から行政代執行を実施せざるを得ない状況にあります。
- 一方で、このような不適正な処理事案を新たに発生させないよう、不適正な処理行為者に対する厳正な指導に加え、処理責任を有する排出事業者に適正な処理を徹底させる必要があります。

県民の皆さんに成果をお届けします（プロジェクトの目標）

- 恒久的な対策が必要な不適正処理事案について、生活環境保全上の支障除去等に早期着手するとともに、継続的なモニタリングが必要な事案については、引き続き安全性を確認し、県民の皆さんの暮らしの安全・安心が高まっています。
- また、こうした不適正処理事案の発生を未然に防止し、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、排出事業者に対し処理責任を果たす取組を進め、不法投棄を許さない社会づくりが進んでいます。

プロジェクトの数値目標

目標項目	H23 (現状)	H24	H27
不適正処理事案における支障除去の着手件数	1件	3件	4件

〔目標項目の説明〕

- 過去の不適正処理4事案（桑名市五反田、桑名市源十郎新田、四日市市大矢知・平津、四日市市内山）について、国の支援を得て、行政代執行による環境修復に着手した件数

プロジェクトの構成

実践取組 1

「不適正処理事案」 を早期に解決するために

地域の暮らしの安全・安心を取り戻すため、過去に不法投棄された産業廃棄物について、国の支援を得て、行政代執行による環境修復を進めます。

(1) 行政代執行による事案の是正推進

- ① 措置命令が履行されない不適正処理事案のうち、四日市市大矢知・平津事案等の4事案について、行政代執行による環境修復事業に着手します。
- ② これらの事案やその他の主要な事案も含め、現場の周辺環境を継続的にモニタリングして住民の安全・安心を確保します。

実践取組 2

「新たな不適正処理事案の発生」 を防止するために

産業廃棄物の不適正な処理を未然防止するために、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の過程において、排出事業者がより確実に自らの処理責任を果たすための体制を確保します。

(1) 排出事業者の処理責任の徹底

- ① 偽造・不正が行われにくく、廃棄物の処理過程が把握でき、

かつ不適正処理があった場合にも責任追及ができる電子マニフェストの普及を促進します。

- ② 優良な処理業者の育成・活用により、不適切な処理を行う業者を排除し、産業廃棄物の適正処理を促進します。

プロジェクトの年次目標

実践取組 の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
実践取組 1 不適正処理事案における支障除去の着手件数	1件	3件	4件	4件	4件
実践取組 2 処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者の割合 ^{注) 1}	0%	3%	10%	20%	33%

注) 1 処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者の割合：多量排出事業者のうち、電子マニフェスト制度に加入し、かつ優良認定処理業者に処理委託した多量排出事業者の割合。

新しい豊かさ

協創3

スマートライフ推進協創プロジェクト

主担当部局：雇用経済部

県民の皆さんとともに取り組みます（プロジェクトの目標）

めざす姿と到達目標

二歩先を見据えて、環境・エネルギー関連分野の技術の活用やエネルギーの効率的な利用を図りながら、ライフスタイルや生産プロセスなどあらゆるシーンで変革を促す取組を進め、4年後には、環境負荷を減らしながら、県民の皆さんが豊かさを実感できる「スマートライフ^{(注)1}」への転換が進んでいます。

▼ 「自立し、行動する」視点

企業を主体としたネットワークの構築、さまざまな連携の場や仕組みづくりに取り組み、県内中小企業が自ら保有している既存技術を生かしたり、改良・開発することにより、環境・エネルギー関連分野での新たな事業展開を促進します。また、県民の皆さんや企業が、それぞれの立場でエネルギーの需要削減や新エネルギーの導入に取り組むとともに、エネルギーの供給者と利用者等が新たな連携を図りながら、エネルギーマネジメントシステムの構築や洋上風力などの導入に向けた調査研究に取り組みます。

▼ 「みんなで取り組む」視点

県民の皆さんや企業などさまざまな主体の連携・協力のもと、ライフスタイルの転換や省エネルギーにつながる取組を展開することで、新たな産業の創出や新たな社会システムの構築をめざします。

プロジェクトの背景

- 資源の枯渇、地球温暖化、エネルギーの需要拡大など、世界規模での環境・エネルギー問題に直面しています。さらに、東日本大震災以降の状況変化をふまえ、エネルギーの作り方や使い方を根本的に変えていく必要があります。
- 地域資源を生かした安全で安心な新エネルギーの確保に向け、地域活性化、地球温暖化対策、産業振興と連動させながら、地域からの積極的な取組を進める必要があります。
- 省エネルギーの取組を進めるなど、豊かで快適な暮らしを実現するためのライフスタイルや価値観の転換をさらに進めていく必要があります。

プロジェクトの数値目標

目標項目	H23 (現状)	H24	▶	H27
県民の皆さんや企業をはじめとしたさまざまな主体が連携して取り組むプロジェクト数 (累計)	—	7件		25件

〔目標項目の説明〕

・「クリーンエネルギーバレー構想^{(注)2}」などの中で取り組むプロジェクト数

プロジェクトの構成

実践取組1

**「環境・エネルギー関連産業の集積と育成」
に挑戦します！**

「クリーンエネルギーバレー構想」により、中小企業の既存技術を生かした環境・エネルギー分野への展開促進や、ネットワークを活用したプロジェクトの誘発を推進し、関連産業の集積と育成を図るとともに、多様な産業の育成につなげます。

(1) 研究開発と関連分野への事業展開の促進

- ① 「創エネ^{注3)}」、「蓄エネ^{注4)}」、「省エネ」の研究開発の促進や、それらを総合的に組み合わせたモデル的な取組支援などを行います。
- ② 研究開発の取組をさらに加速するため、県内企業等の技術課題の解決に向けた検討の場づくりや、企業を主体としたネットワークの構築等連携の仕組みづくりを支援し、県内企業による環境・エネルギー関連分野の新たな製品・サービスへの事業展開を促進します。

(2) 自動車の軽量化・省エネ化への技術開発支援

- ① 自動車の軽量化や省エネ化につながる基盤技術の高度化、基盤技術を活用した製品の開発をめざす研究会や技術交流会等を開催します。

実践取組2

**「地域資源を生かした安全で安心な
新エネルギーの導入」に挑戦します！**

三重県の地域資源を生かしつつ、さまざまな主体の参画によって太陽光発電、風力発電、木質バイオマスの利用、小水力発電等の導入を促進することで、地域における安全で安心なエネルギーの創出につなげます。また、将来実用化が期待されている次世代のエネルギー資源に関連する地域活性化の取組方策を検討します。

(1) 新エネルギーの導入促進

- ① 地域エネルギー創出のため、発電事業者と地域が連携する取組を支援し、メガソーラー事業など大規模な新エネルギー施設の立地を促進します。
- ② 豊富な森林資源を生かし、木質バイオマスのエネルギー利用を促進するため、森林組合、木材関係事業者等の連携により、木質バイオマスの安定供給体制を構築します。
- ③ 将来実用化が期待されている洋上風力、メタンハイドレートなどのエネルギー資源に関連する地域活性化策等を調査研究します。

実践取組3

「県民の皆さんや企業と取り組む省エネをはじめとした地域づくりの推進」に挑戦します！

県民の皆さんや企業などさまざまな主体による電気自動車（EV）等を活用した地域での取組や、企業における省エネ推進の取組を通じ、低炭素社会の具体的な姿を共有することで、新たな豊かさを実感できる社会づくりを行います。

(1) 地域で取り組む仕組みづくり

- ① 観光地において、さまざまな主体が、それぞれの役割を果たしながら、電気自動車（EV）等を活用した取組を進めることにより、化石燃料から脱却した新たなライフスタイルの創造を促進していきます。

(2) 企業での省エネルギーの取組促進

- ① 県内中小企業の既存技術を生かした省エネ技術等の発掘や、企業内での省エネを推進するための技術・知識の底上げ等に取り組みます。

注) 1 スマートライフ：新しい生活様式といった意味合いから、国においてもエネルギーに関連した取組で使用されるなど、さまざまな定義のもとに使用されている言葉。このプロジェクトにおいては、「環境・エネルギー関連分野の技術を活用して、ライフスタイルや生産プロセスなどあらゆるシーンで変革を促し、豊かさを協創していくこと」という意味で用いています。

注) 2 クリーンエネルギーバレー構想：128 ページをご覧ください。

注) 3 創エネ：128 ページをご覧ください。

注) 4 蓄エネ：129 ページをご覧ください。

注) 5 協議会：電気自動車（EV）等を活用したまちづくりを検討する協議会。

プロジェクトの年次目標

実践取組 の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
実践取組 1 クリーンエネルギー関連に取り組む企業のネットワーク化 自動車の軽量化・省エネ化に取り組む企業の支援（累計）	—	20 社	20 社	20 社	20 社
	13 社	18 社	23 社	28 社	33 社
実践取組 2 大規模な新エネルギー施設の導入	—	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
実践取組 3 協議会 ^{注) 5} での検討・取組数 企業の省エネルギーにつながる取組促進	—	5 件	5 件	5 件	5 件
	—	5 社	5 社	5 社	5 社

第3章 南部地域活性化プログラム

県南部では、他の地域に比べて、若者の流出などによる生産年齢人口等の減少が著しく、過疎化、高齢化が進み、財政基盤の弱い市町も多いことから、市町と連携し「南部地域活性化プログラム」として、活性化に向けて取り組めます。

若者をはじめ、あらゆる世代の人びとが生まれ育った地域に住み続けたいという思いがかなうように、働く場の確保、定住につながる取組を進めるとともに、東紀州地域の継続的な観光振興の取組や計画的な基盤整備などの取組を行います。

<対象地域の考え方>

県南部に位置し、地理的・経済的に不利な条件にある地域、若者の流出などによる生産年齢人口等の減少が著しい地域を中心に、一定のまとまりを持った以下の市町を対象とします。

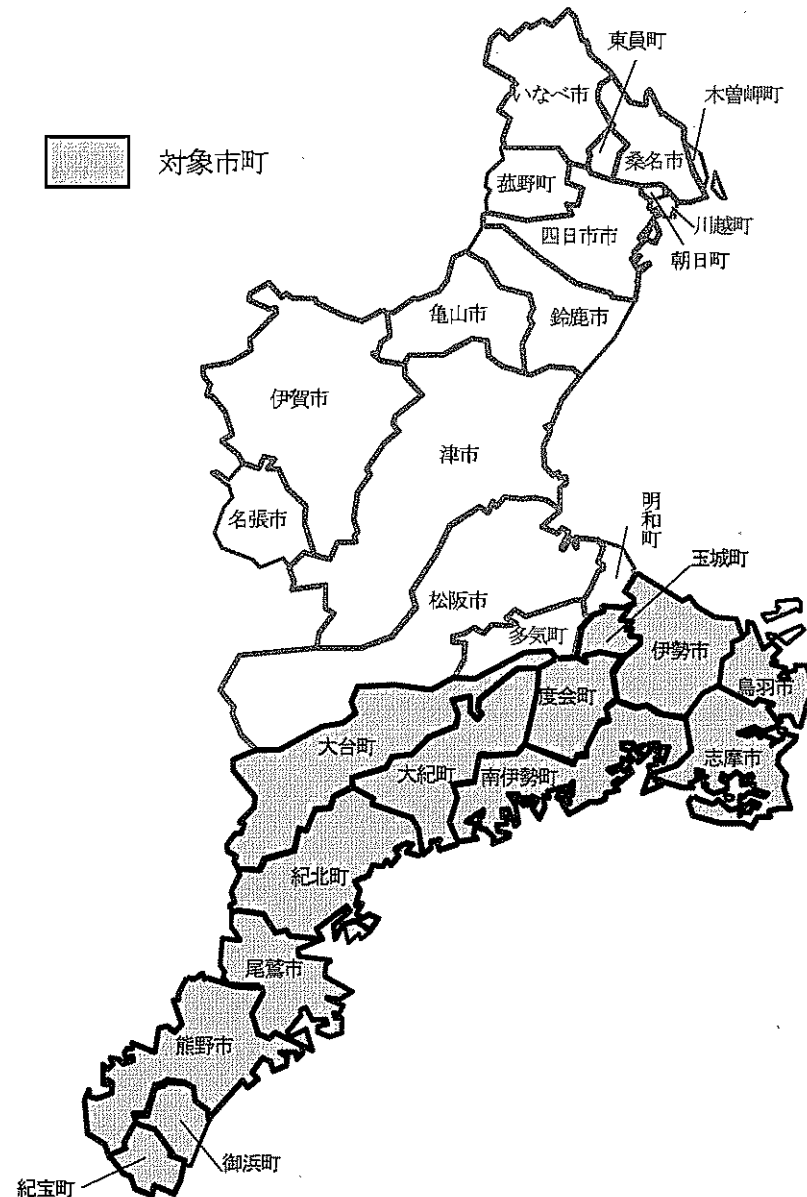
<対象市町> 13市町

伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市

大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町

「南部地域活性化プログラム」は、南部地域活性化局長が進行管理を行います。同局長は、関係市町と連携し、数値目標をはじめプログラムの達成状況等をふまえ、毎年度取組の評価を行います。

評価結果については、知事と同局長による協議の場において検証した上で、毎年度「成果レポート」として取りまとめ、プログラムの成果と改善方向を公表します。



南部地域活性化プログラム

主担当部局：地域連携部南部地域活性化局

現状と課題

南部地域では、第一次産業の衰退に加え、大規模な工場誘致による雇用の場の確保も難しいことなどから、若者世代の人口の流出と高齢化が進行しており、集落機能の維持が困難になる集落が増えています。財政基盤の弱い市町も多く、市町と連携した活性化の取組を進めることで県の役割を果たすことが求められています。

また、東紀州地域では、これまで取り組んできた、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を生かした集客・交流や、地域資源を生かした産業振興に加えて、紀伊半島大水害からの復旧、復興が求められています。

取組の進め方

▼ 「自立し、行動する」視点

若者をはじめあらゆる世代の地域住民の皆さんが、生まれ育った地域に住み続けることができるように、地域の課題を把握した上で、地域資源を生かした取組を主体的に進めています。

▼ 「みんなで取り組む」視点

地域住民、市町、県、大学等のさまざまな主体が、連携して南部地域の有する特色ある地域資源を発掘し、磨き上げます。また、地域の魅力を県内外に発信することを通じて、活発な交流や企業の社会貢献活動が行われるなど、さまざまな主体が地域社会を支える仕組みを構築します。

めざす姿（プログラム目標）と取組の進め方

めざす姿と到達目標

南部地域において、あらゆる世代の人びとが生まれ育った地域に住み続けたいという思いがかなうように、若者の働く場が確保され、安心して住み続けることのできる地域社会が形成されています。

めざす姿の実現に向けて、4年後には、市町と連携して若者の雇用の確保や、定住の促進などの取組を進めるための仕組みが構築されています。

プログラムの数値目標

目標項目	H23 (現状)	H24	▶	H27
若者の定住率	62.4%	—		62.4%

〔目標項目の説明〕

・南部地域の市町における25歳～34歳人口を20年前の5歳～14歳人口で除した値

プログラムの構成

南部地域において、若者が生まれ育った地域に住み続けることができるようにするためには、取り組むべきさまざまな課題があります。地域の実情に応じて、市町と連携した課題の解決や活性化に向けた取組を進めます。

実践取組 1 若者の働く場の確保、定住を進めます！

若者に焦点を当てながら、働く場の確保、定住の促進を進めるとともに、あらゆる世代がいきいきと住み続けることができるように戦略的な取組を進めます。

(1) 市町が連携した働く場の確保、定住の促進に向けた取組

南部地域の市町が連携して行う、あるいは、県内の他の地域の市町と連携して行う、地域資源を活用した産業、観光振興など、若者の働く場の確保に向けた雇用創出のための取組を進めます。

- ① 南部地域の市町が、南部地域内外の市町と連携して行う、若者の働く場を確保し、定住を促進するための取組を支援したり、地域や市町のニーズに応じた事業を実施するため、基金を創設します。
- ② 地域資源を活用した取組を進めようとする企業等と連携して雇用の創出を図ります。
- ③ 地域住民の皆さんの主体的な取組を支援し、複数市町が連携

した取組をコーディネートするための仕組みづくりを、市町や大学等と連携して進めます。

また、地域外からの若者の定住に向けた情報発信事業など、南部地域全体での取組を進めます。

(2) 地域住民の生活の場である集落を支援する取組

地域住民の生活の場である集落に着目し、外部との交流や若者の定住により、集落機能の維持につながるモデル事業を実施するとともに、地域住民の主体的な取組を支えるためのノウハウの蓄積と活用方法の検討を市町や大学等と連携して進めます。

- ① 外部との交流を通じた集落機能を維持するための取組を進めるなど、市町と連携して集落支援モデルを構築します。また、モデル構築で得られたノウハウをもとに、市町が主体となって他地域へ波及できるよう取組を進めます。

実践取組 2

東紀州地域の紀伊半島大水害からの復興を進めます！

東紀州地域において、紀伊半島大水害からの復興に向け、国や市町などの関係機関と連携し、集客交流や産業振興などの取組を総合的に進めます。

(1) 東紀州地域の観光や産業の振興による活性化

世界遺産熊野古道を核とした自然・歴史・文化などを生かした集客交流や地域資源を生かした産業振興の取組を、地域のコーディネーターである東紀州観光まちづくり公社や、集客交流拠点である熊野古道センターおよび紀南中核的交流施設を活用しながら

進めます。

- ① 東紀州観光まちづくり公社を最大限活用し、観光商品づくりやエージェントセールス^{(注)1}などによる集客交流、物産展のアテンド^{(注)2}等を通じた販路開拓などの取組を進めるとともに、地域の人びとによる自主的な地域づくりを支援します。
- ② 地域と連携を図りながら企画展や交流イベント等を展開するなど、集客交流拠点である熊野古道センターや紀南中核的交流施設を十分活用し、さまざまな情報発信や集客交流の取組を推進します。
- ③ 台風12号等により被害を受けた東紀州地域の復興に向け、観光キャンペーンや「第22回世界少年野球大会 三重・奈良・和歌山大会（仮称）」などのイベントを行います。また、熊野古道世界遺産登録10周年や式年遷宮、高速道路の概成などを好機ととらえ誘客を図るとともに、東紀州地域の一次産品を使った加工品など地域特産品の販売促進に取り組みます。

(2) 新たな木質バイオマス供給拠点づくり

- ① 東紀州地域において、未利用間伐材等の木質バイオマスを安定的に供給できる体制づくりを進め、地域の主要な産業の一つである林業の振興を図ります。

実践取組3

総合的・横断的な事業推進をします！

南部地域の活性化に向けた課題は、防災対策、医療・保健・福祉サービスの充実、自然環境の保全などの「守る」、集落機能の維持、都市との交流や移住・定住の促進などの「創る」、企業誘致や地域資源を活用した産業振興、生活交通の確保、道路整備などの「拓く」といったように、政策体系の三つの柱に及ぶ幅広い分野に関わることから、南部地域活性化局が核となって、関係市町と連携しながら、横断的・総合的に取り組みます。

プログラムの年次目標

実践取組 の目標		H23 (現状)	年 次 計 画			
			H24	H25	H26	H27
実践取組 1	集落を維持する モデル的な取組 を行っている地 域数(累計)	—	3地域	6地域	8地域	10地域
実践取組 2	東紀州地域に係 る1人あたりの 観光消費額	27,559 円 (22年度)	27,834 円	28,385 円	28,661 円	28,936 円
実践取組 3	南部地域活性化 局による総合 的・横断的な事 業の推進	—	南部地 域活 性化 局を 設置			
			関係部局間の事業調整、 市町間連携の推進		→	

注) 1 エージェントセールス：旅行代理店への営業活動を行うこと。

注) 2 アテンド：紹介や同行を行うこと。